

ネットワーク型拠点の認定に係る経緯等

参考資料2

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点
に関する作業部会

(第10期－第7回) R2.7.22

関係審議会報告と制度変更

ネットワーク型拠点の認定状況

第1期
(H21)

【H20.5】研究環境基盤部会報告「学術研究の推進体制に関する審議のまとめ－国公立大学等を通じた共同利用・共同研究の推進－（報告）」

➡ 【H20.7】告示制定
「共同利用・共同研究拠点制度」の創設

第2期
(H22～
H27)

【H27.1】研究環境基盤部会報告「共同利用・共同研究体制の強化に向けて（審議のまとめ）」

➡ 【H28.1】告示改正
「連携ネットワーク型拠点」の類型の創設

第3期
(H28～
R3)

【H22～】ネットワーク型拠点認定（5大学）：東北大「多元物質科学研究所」
北海道大「電子科学研究所」東京工業大「化学生命科学研究所」
大阪大「産業科学研究所」九州大「先導物質化学研究所」

【H22～】ネットワーク型拠点認定（8大学）：東京大「情報基盤センター」
北海道大「情報基盤センター」東北大「サイバ－サイエンスセンター」
東京工業大「学術国際情報センター」名古屋大「情報基盤センター」
京都大「学術情報メディアセンター」大阪大「サイバ－メディアセンター」
九州大「情報基盤研究開発センター」

【H28～】ネットワーク型拠点認定（4大学）：
東京医科歯科大「生体材料工学研究所」東京工業大「未来産業技術研究所」
静岡大「電子工学研究所」広島大「ナノバルイ・バイ融合科学研究所」

【H28～】ネットワーク型拠点認定（3大学）：
広島大「原爆放射線医科学研究所」長崎大「原爆後遺症医療研究所」
福島県立医科大「ふくしま国際医療科学センター」

【H28～】連携ネットワーク型拠点認定（1大学、2連携施設）：
北海道大「北極域研究センター」
（国立極地研国際北極環境研究センター、JAMSEC北極環境変動総合研究センターとの連携）

【H31～】連携ネットワーク型拠点認定（3大学、3連携施設）：
筑波大「アイソトープ環境動態研究センター」福島大「環境放射能研究所」
弘前大「被ばく医療総合研究所」
（JAEA福島環境安全センター、QST放医研福島再生支援本部、国立環境研福島支部との連携）

現行のネットワーク型拠点の概要 1/2

【ネットワーク型拠点(4拠点)】

共同利用・共同研究拠点名	構成機関	研究分野	認定開始年	目的等
物質・デバイス領域共同研究拠点	東北大学多元物質科学研究所(中核機関) 北海道大学電子科学研究所 東京工業大学化学生命科学研究所 大阪大学産業科学研究所 九州大学先導物質化学研究所	物質・デバイス領域	平成22年 4月～	本拠点は、卓越した研究者群を擁する5附置研究所が、物質・デバイス領域においてネットワーク型拠点を形成することで、共同研究の強化、異分野融合・新分野創成及び世界に伍する研究者養成の実現を目的とする。5附置研究所のシナジー効果を活用し、単独拠点では達成できない複合的な共同研究網を構築することにより、学術研究及び研究者養成の中核的役割を目指す。
学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点	東京大学情報基盤センター(中核機関) 北海道大学情報基盤センター 東北大学サイバースインセンター 東京工業大学学術国際情報センター 名古屋大学情報基盤センター 京都大学学術情報メディアセンター 大阪大学サイバースメディアセンター 九州大学情報基盤研究開発センター	計算科学、 計算機科学	平成22年 4月～	本ネットワーク型拠点が有する計算資源と技術資産の集中的な連携・活用と、大規模情報基盤の知見を有する所属研究者との協働により、あらゆる学術領域を対象に、大規模数値計算・大規模データ処理・大容量ネットワーク・大規模情報システムなどに関する計算機科学と計算科学の両方にまたがるグランドチャレンジ型学際共同研究を推進し、学術研究の発展と我が国の学術・研究基盤の高度化と恒常的な発展に資する。
生体医歯工学共同研究拠点	東京医科歯科大学生体材料工学研究所(中核機関) 東京工業大学未来産業技術研究所 広島大学ナノデバイス・バイオ融合科学研究所 静岡大学電子工学研究所	生体医工学、 生体材料学、 電子工学	平成28年 4月～	4つの研究所がネットワークを形成して研究所の機能を融合し、研究者コミュニティの異分野融合研究をサポートして生体材料、再生医療、医療用デバイス、医療システムなどの実用化を促進することを目的とする。
放射線災害・医科学研究拠点	広島大学原爆放射線医科学研究所(中核機関) 長崎大学原爆後障害医療研究所 福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター	放射線災害医科学、 放射線影響学、 放射線生物学、 医科学	平成28年 4月～	放射線の生物影響に関する基礎研究や緊急被ばく医療とその前臨床研究、フィールドワーク等の研究活動をネットワーク型拠点3機関が一体となって強力に推進し、放射線災害・医科学研究の学術基盤の確立と、国民への成果還元や国際社会への発信を行う。同時に、福島復興に資する学術拠点としての役割を果たす。

現行のネットワーク型拠点の概要 2/2

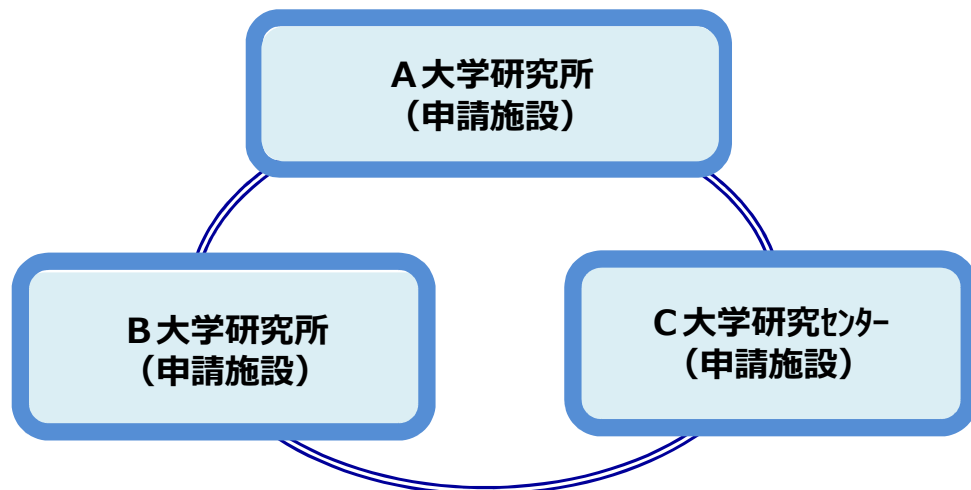
【連携ネットワーク型拠点(2拠点)】

共同利用・共同研究拠点名	構成機関	研究分野	認定開始年	目的等
北極域研究共同推進拠点	北海道大学北極域研究センター(中核機関) 【連携施設】 情報・システム研究機構国立極地研究所 国際北極環境研究センター 海洋研究開発機構 北極環境変動総合研究センター	環境学	平成28年 4月～	当該拠点は、大学の機能強化に資するための連携ネットワーク型拠点として、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人による多様な構成とする。 その多様性を生かし、近年温暖化の進行が著しい北極域における自然環境と人間活動の相互作用の解明と、その成果を踏まえた異分野連携による課題解決に資する先端的・学際的共同研究の推進を目的とする。
放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点	筑波大学アイト-7° 環境動態研究センター(中核機関) 弘前大学被ばく医療総合研究所 福島大学環境放射能研究所 【連携施設】 日本原子力研究開発機構 福島環境安全研究センター 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所 国立環境研究所福島支部	環境動態 解析学	平成31年 4月～	陸域及び海域、生態系における放射性物質の拡散・輸送・沈着・移行過程を同定し、その実態とメカニズムを解明すること、及びそれに基づいて長期的な汚染状況の予測と被ばく線量に及ぼす影響を解明することを目的とする。

現行のネットワーク型拠点（制度概要）

拠点の構成(イメージ)

【ネットワーク型拠点（H22～）】



申請・認定

- 拠点制度に申請する「申請施設」はネットワークを構成する全ての研究施設であり、各研究施設が申請書を提出。認定は全ての「申請施設」が対象。
- ネットワークを構成する各申請施設は、「単独型」に求められる形式要件等を満たす必要がある。
- 文部科学大臣が定める中期目標において、共同利用・共同研究拠点として研究所名が記載される。

予算

- 「単独拠点」と同様、国立大学法人運営費交付金の機能強化経費において、「認定に伴う経費」と「プロジェクト経費」について支援。
- ネットワーク型拠点の「認定に伴う経費」は、中核機関に対して、ネットワーク全体分をまとめて措置。また、算定に当たっては、中間評価反映分において、拠点間の調整業務に要する経費を加算して重点支援。

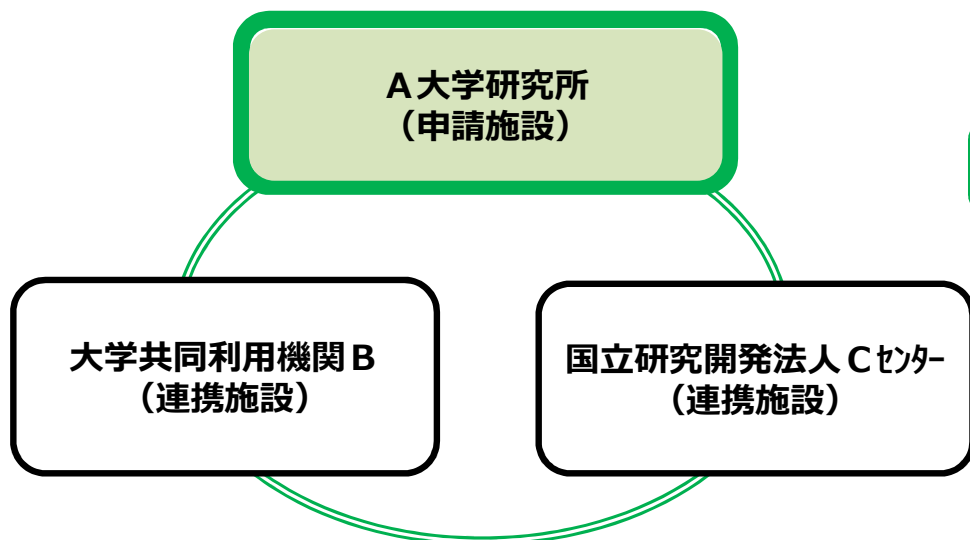
報告・評価

- 毎年の実施状況報告は、中核機関がとりまとめて提出。
- 中間評価、期末評価についても、ネットワーク全体の状況について、中核機関がとりまとめて評価調書を作成、提出し、評価結果は、拠点全体への評価がなされる。

連携ネットワーク型拠点の特長

- 大学に附置される研究所等のみならず、多様な研究機関とのネットワークの形成を促進することで、融合性や総合性の強化とともに、相乗効果を発揮し、共同利用・共同研究体制を強化。
- 設置形態の異なる、大学共同利用機関、研究開発法人、民間研究機関等が「連携施設」としてネットワークに参画が可能。
- 評価に当たっては、申請施設が満たすべき基準と併せて、「連携施設」の状況を併せて考慮。「連携施設」は認定対象ではない。

【連携ネットワーク型拠点（H28～）】



ネットワーク型拠点に関する規程等 1/2

- 「ネットワーク型拠点」は規程上、「単独型」と同様、基本的に「申請施設」に係る規定によるものとし、特別の規定を置いていない。
- 「連携ネットワーク型拠点」に参画する「連携施設」については、以下の太字下線のとおり規定。

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程【抜粋】(文部科学省告示)

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。
- 四 **連携施設** 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の運営に必要な協力を行う研究施設（国内に置かれたものに限り、大学に置かれたものを除く。）

(認定の基準)

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えていること。
- 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
- 八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
- 九 多数の関連研究者から申請施設を共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。(中略)

3 連携施設がある場合は、第一項各号又は前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。

ネットワーク型拠点に関する規程等 2/2

○「認定の基準」に基づいて制定される「新規認定に関する要項」等において、ネットワーク型拠点の場合における観点を明示。

平成31年度からの共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する要項【抜粋】(共共拠点に関する作業部会決定)

①申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。
(規程第3条第1号関連)

- 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。
- 申請施設が、研究室など極端に細分化された単位ではないか。
- ネットワーク型拠点の場合、全ての構成施設がこれらの観点を満たしているか。

②申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。(規程第3条第2号関連)

- 下記のような点を総合的に考慮して、申請施設が当該分野における中核的な研究施設であると認められるか。
 - ・申請施設におけるこれまでの研究成果、共同利用・共同研究の実績
 - ・競争的資金の採択状況
 - ・卓越した研究者やリーダーの存在
 - ・大型プロジェクトの発案、運営、ネットワーク構築等の取組状況
 - ・申請施設が有する施設・設備及び学術資料等の整備状況・利用状況等
- ネットワーク型拠点の場合、ネットワーク全体として中核的な研究施設であると認められるか。

○同一分野に複数の拠点が想定される場合、(中略)

③共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を備えているか。(規程第3条第3号関連)

- 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を保有しているか。
- 上記の施設、設備、資料及びデータ等が、申請時点において共同利用・共同研究にどの程度利用されているか(利用者数、利用数、アクセス数等)。

④共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。

イ 当該申請施設を置く大学の職員

ロ 関連研究者

ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者(規程第3条第4号関連)

- 申請施設を置く大学の職員が2分の1以下であり、かつ、研究者コミュニティの意向を適切に反映できる人数・構成となっているか。(例えば、当該大学内の委員が多すぎるなど、全国の関連研究者の意向を反映させにくい構成となっていないか)
- 審議事項等から見て、拠点における運営委員会の位置付け・役割は適切か。
- ネットワーク型拠点の場合、全体として拠点機能を発揮できる構成となっているか。
(例えば、構成施設単位で運営委員会が設置されるような体制になっていないか)
(中略)

⑥共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。(規程第3条第6号関連)

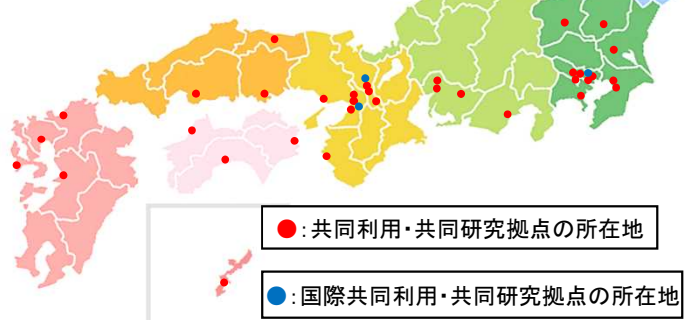
- 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員(教員、技術職員、事務職員等)が配置されているか。
- 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
- 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
- その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。
- 関連研究者に対する支援を行うに当たって、必要な全学的支援(予算・人員の配分等)が継続的に得られる見込みがあるか。
- ネットワーク型拠点の場合、当該拠点の運営の中核となる研究施設が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点一覧（令和2年4月現在）

国立大学27大学67拠点

- ・北海道大学
 - 低温科学研究所
 - 遺伝子病制御研究所
 - 触媒科学研究所
 - スラブ・ユーラシア研究センター
 - 人獣共通感染症リサーチセンター
- ・帯広畜産大学
 - 原虫病研究センター
- ・東北大学
 - 加齢医学研究所
 - 流体科学研究所
 - 電気通信研究所
 - 電子光物理学研究センター
- ・筑波大学
 - 計算科学研究センター
 - 遺伝子実験センター
- ・群馬大学
 - 生体調節研究所
- ・千葉大学
 - 環境リモートセンシング研究センター
 - 真菌医学研究センター
- ・東京大学
 - 地震研究所
 - 社会科学研究所附属
 - 社会調査・データアカイブ研究センター
 - 史料編纂所
 - 物性研究所
 - 大気海洋研究所
 - 素粒子物理国際研究センター
 - 空間情報科学研究センター
- ・東京医科歯科大学
 - 難治疾患研究所
- ・東京外国語大学
 - アジア・アフリカ言語文化研究所
- ・東京工業大学
 - フロンティア材料研究所
- ・一橋大学
 - 経済研究所
- ・新潟大学
 - 脳研究所
- ・金沢大学
 - がん進展制御研究所
 - 環日本海域環境研究センター
- ・名古屋大学
 - 未来材料・システム研究所
 - 宇宙地球環境研究所
 - 低温プラズマ科学研究センター
- ・京都大学
 - 人文科学研究所
 - ウイルス・再生医学研究所
 - エネルギー・理工学研究所
 - 生存圏研究所
 - 防災研究所
 - 基礎物理学研究所
 - 経済研究所
 - 複合原子力科学研究所
 - 霊長類研究所
 - 生態学研究センター
 - 放射線生物研究センター
 - 野生動物研究センター
 - 東南アジア地域研究研究所
- ・大阪大学
 - 微生物病研究所
 - 蛋白質研究所
 - 社会経済研究所
 - 接合科学研究所
 - レーザー科学研究所

- ・鳥取大学
 - 乾燥地研究センター
- ・岡山大学
 - 資源植物科学研究所
 - 惑星物質研究所
- ・広島大学
 - 放射光科学研究センター
- ・徳島大学
 - 先端酵素学研究所
- ・愛媛大学
 - 地球深部ダイナミクス研究センター
 - 沿岸環境科学研究センター
- ・高知大学
 - 海洋コア総合研究センター
- ・九州大学
 - 生体防御医学研究所
 - 応用力学研究所
 - マス・フォア・インダストリ研究所
- ・佐賀大学
 - 海洋エネルギー研究センター
- ・長崎大学
 - 熱帯医学研究所
- ・熊本大学
 - 発生医学研究所
- ・琉球大学
 - 熱帯生物圏研究センター



国際共同利用・共同研究拠点7拠点

- （国立大学）
 ・東北大学
 - 金属材料研究所
- （国立大学）
 ※青字は令和元年10月からの新規認定拠点
 ・東京大学
 - 医科学研究所
 - 宇宙線研究所
- （国立大学）
 ・京都大学
 - 化学研究所
 - 数理解析研究所
- （国立大学）
 ・大阪大学
 - 核物理研究センター
- （私立大学）
 ・立命館大学
 - アート・リサーチセンター

公立大学6大学9拠点

- ・大阪市立大学
 - 都市研究プラザ
 - 人工光合成研究センター
 - 数学研究所
- ・和歌山県立医科大学
 - みらい医療推進センター
- ・名古屋市立大学
 - 不育症研究センター
 - 創薬基盤科学研究所
- ・兵庫県立大学
 - 自然・環境科学研究所天文科学センター
- ・横浜市立大学
 - 先端医科学研究センター
- ・会津大学
 - 宇宙情報科学研究センター

16大学6ネットワーク型拠点24研究機関

- 【物質・デバイス領域共同研究拠点】
 ・北海道大学
 - 電子科学研究所
- は中核機関
 ・東北大学
 - 多元物質科学研究所 ○
- ・東京工業大学
 - 化学生命科学研究所
- ・大阪大学
 - 産業科学研究所
- ・九州大学
 - 先端物質化学研究所
- 【学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点】
 ・北海道大学
 - 情報基盤センター
- ・東北大学
 - サイバーサイエンスセンター
- ・東京大学
 - 情報基盤センター ○
- ・東京工業大学
 - 学術国際情報センター
- ・名古屋大学
 - 情報基盤センター
- ・京都大学
 - 学術情報メディアセンター
- ・大阪大学
 - サイバーメディアセンター
- ・九州大学
 - 情報基盤研究開発センター
- 【生体医歯工学共同研究拠点】
 ・東京医科歯科大学
 - 生体材料工学研究所 ○
- ・東京工業大学
 - 未来産業技術研究所
- ・静岡大学
 - 電子工学研究所
- ・広島大学
 - ナノデバイス・バイオ融合科学研究所
- 【放射線障害・医科学研究拠点】
 ・広島大学
 - 原爆放射線医科学研究所 ○
- ・長崎大学
 - 原爆後障害医療研究所
- ・福島県立医科大学
 - ふくしま国際医療科学センター

- 【北極域研究共同推進拠点】
 ・北海道大学
 - 北極域研究センター ○
- （連携施設）
 ・情報・システム研究機構国立極地研究所
 国際北極環境研究センター
 ・海洋研究開発機構
 北極環境変動総合研究センター
- 【放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点】
 ・筑波大学
 - アイトーブ環境動態研究センター ○
- ・福島大学
 - 環境放射能研究所
- ・弘前大学
 - 被ばく医療総合研究所
- （連携施設）
 ・日本原子力研究開発機構福島研究開発部門福島研究開発拠点
 廃炉環境国際共同研究センター
 ・量子科学技術研究開発機構量子医学・医療部門
 高度被ばく医療センター福島再生支援研究部
 ・国立環境研究所福島支部

私立大学16大学18拠点

- ・自治医科大学
 - 先端医療技術開発センター
- ・慶應義塾大学
 - ハルネデータ設計・解析センター
- ・昭和大学
 - 発達障害医療研究所
- ・玉川大学
 - 脳科学研究所
- ・東京農業大学
 - 生物資源ゲノム解析センター
- ・東京理科大学
 - 総合研究院火災科学研究センター
 - 総合研究院光触媒国際研究センター
- ・法政大学
 - 野上記念法政大学能楽研究所
- ・明治大学
 - 先端数理科学インスティテュート
- ・早稲田大学
 - 各務記念材料技術研究所
 - 坪内博士記念演劇博物館
- ・東京工芸大学
 - 風工学研究センター
- ・中部大学
 - 中部高等学術研究所国際GISセンター
- ・藤田医科大学
 - 総合医科学研究所
- ・京都造形芸術大学
 - 舞台芸術研究センター
- ・同志社大学
 - 赤ちゃん学術研究センター
- ・大阪商業大学
 - JGSS研究センター
- ・関西大学
 - ソノネットワーク戦略研究機構

54大学107拠点（国立30大学、公立7大学、私立17大学）

分類	分野	拠点数	分類	分野	拠点数	分類	分野	拠点数	計
国立	理・工	35(1)	公私立	理・工	10	ネットワーク	理・工	4	49
	医・生	28(1)		医・生	10		医・生	2	40
	人・社	10		人・社	8(1)		人・社	0	18
計		73	計		28	計		6	107

※（ ）は国際共同利用・共同研究拠点（内数）